日本住宅性能表示基準

第1 趣旨

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法を定めるものとする。

第2 適用範囲

この基準は、法第2条第1項に規定する住宅について適用する。

第3 用語の定義

- 1 この基準において「構造躯体」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。
- 2 この基準において「構造躯体等」とは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては構造躯体及びそれと一体としてつくられた鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の部分をいい、それら以外の建築物にあっては構造躯体をいう。
- 3 この基準において「評価対象住戸」とは、住宅性能評価の対象となる一戸建ての住宅又は共同住宅等のうち住宅性能評価の対象となる一の住戸をいう。
- 4 この基準において「他住戸等」とは、評価対象住戸以外の住戸その他の室(評価対象住戸と一体となって使用される室を除く。)をいう。
- 5 この基準において「多雪区域」とは、建築基準法施行令第86条第2項に規定する多雪区域をいう。
- 6 この基準において「避難階」とは、建築基準法施行令第13条の3第1号に規定する避難階をいう。
- 7 この基準において「特定測定物質」とは、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンをいう。
- 8 この基準において「同一階等」とは、評価対象住戸が存する階及びその直下の階をいう。
- 9 この基準において「評価対象建築物」とは、評価対象住戸を含む建築物をいう。
- 10 この基準において「特定建材」とは、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の6-1(2)イ②に規定する特定建材をいう。
- 11 この基準において「内装」とは、建築基準法施行令第20条の5第1項第3号に規定する内装をいう。
- 12 この基準において「天井裏等」とは、天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する住宅の部分をいう。

第4 表示すべき事項及び表示の方法

- 1 表示すべき事項は、別表(新築住宅にあっては別表1をいい、既存住宅(新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)にあっては別表2-1をいう。以下第4及び第5において同じ。)の(い)項に掲げるものとする。ただし、性能を表示しようとする住宅(以下「性能表示住宅」という。)が(ろ)項に掲げる適用範囲に該当しない場合においては、この限りでない。
- 2 表示の方法は、別表の(い)項に掲げる表示すべき事項に応じ、(は)項に掲げるものとする。ただし、評価方法基準(平成 13 年国土交通省告示第 1347 号)に従った評価の対象となるものが当該性能表示住宅に存しない場合にあっては、その旨を表示することとする。
- 3 住宅の性能に関し、別表の(い)項に掲げる事項について、(は)項に掲げる方法により表示をする場合において、その説明を付するときは、(に)項に掲 げる事項に応じ、(ほ)項に掲げる文字を用いて表示することとする。

第5 遵守事項

日本住宅性能表示基準に従って住宅の性能を表示している旨を表示する場合にあっては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 登録住宅性能評価機関が行う住宅性能評価の結果に基づかずに表示する場合においては、その旨を明示すること。
- 2 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の別(性能表示住宅が新築住宅である場合に限る。)、新築住宅又は既存住宅の別(住宅性能評価が建設住宅性能評価である場合に限る。)及び住宅性能評価において従った評価方法基準を特定できる情報を明示すること。
- 3 住宅の性能に関し、別表の(い)項に掲げる事項以外の事項を併せて表示し、又は(い)項に掲げる事項について(は)項に掲げる方法以外の方法により併せて表示する場合においては、その旨を明示すること等により、当該表示が日本住宅性能表示基準に従ったものであるとの誤解を招くことがないようにすること。
- 4 表示する内容が評価方法基準に従って評価を行った結果であること、表示する内容が評価した時点におけるものに過ぎないこと等を明記することにより、表示する内容について誤解を招くことがないよう配慮すること。

別表 1 (新築住宅に係る表示すべき事項等)

	(V)	(ろ)	(は)	(に)	(lE)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
1 構造の	1-1 耐震等級(構造躯	一戸建ての住宅又は共	等級(1、2又は3)による。	耐震等級(構造躯体 の倒壊等防止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ
安定に 関する こと	体の倒壊等防止)	同住宅等		等級 3	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
				等級 2	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
				等級 1	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
	1-2 耐震等級(構造躯	一戸建ての住宅又は共	等級(1、2又は3)による。	耐震等級(構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
	体の損傷防止)	同住宅等		等級 3	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
				等級 2	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による 力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるも の)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
				等級 1	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度

1-3 耐風等級 (構造躯 体の倒壊等防止 及び損傷防止)	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等	等級(1又は2)による。	耐風等級(構造躯体 の倒壊等防止及び損 傷防止) 等級 2	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにく さ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要す る程度の著しい損傷)の生じにくさ 極めて稀に(500 年に一度程度)発生する暴風 による力(建築基準法施行令第87条に定めるも のの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等 せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風に よる力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対し て損傷を生じない程度
			等級 1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
1-4 耐積雪等級(構造 躯体の倒壊等防 止及び損傷防止)	多雪区域に 存する住 足 で 大 で 大 は 生 に 宅 等		耐積雪等級(構造躯 体の倒壊等防止及び 損傷防止) 等級 2 等級 1	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
1-5 地盤又は杭の許 容支持力等及び その設定方法	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等	地盤の許容応力度(単位を kN/㎡とし、整数未満の端数を切り捨てる。地盤改良を行った場合、又は行う場合は、改良後の数値を記入する。)又は杭の許容支持力(単位を kN/本とし、整数未満の端数を切り捨てる。)及び地盤調査の方法その他それらの設定の根拠となった方法(地盤改良を行った場合、又は行う場合は、その方法を含む。)を明示する。	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法

1 1	1 0		士坛士姓)	++ ++ -> ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++ ++	+ 14 + 14 0 14 14 14 14 14 14 14
	1-6	一戸建ての	直接基礎にあっては基礎の構造方法及		直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭
	基礎の構造方法	住宅又は共	び形式を、杭基礎にあっては杭種、杭	形式等	径及び杭長
	及び形式等	同住宅等	径 (単位を cm とし、整数未満の端数を		
			切り捨てる。)及び杭長 (単位をmとし、		
			整数未満の端数を切り捨てる。)を明示		
			する。		
2	2 - 1	一戸建ての	等級(1、2、3又は4)による。	感知警報装置設置等	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚
火災時	感知警報装置設	住宅又は共		級(自住戸火災時)	知のしやすさ
の安全	置等級(自住戸火	同住宅等		等級 4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべて
に関す	災時)	国压口4		计 //X 4	の台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住
ること	火吋				戸全域にわたり警報を発するための装置が設置さ
2-5					
				hb /77 a	れている
				等級3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべて
					の台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当
					該室付近に警報を発するための装置が設置されて
					いる
				等級 2	評価対象住戸において発生した火災のうち、す
					べての台所及び寝室等で発生した火災を感知
					し、当該室付近に警報を発するための装置が設
					置されている
				等級 1	評価対象住戸において発生した火災のうち、す
				• 100	べての寝室等で発生した火災を感知し、当該室
					付近に警報を発するための装置が設置されてい
					5
	2 - 2	共同住宅等	- 等級(1、2、3又は4)による。	感知警報装置設置等	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住
	感知警報装置設	(避難階に		級(他住戸等火災時)	戸等において発生した火災の早期の覚知のしや
	置等級(他住戸等	存する住戸			すさ
	直等級(他任尸等 火災時)			hth VII A	
	火灰時	及び他住戸		等級4	他住戸等において発生した火災について、当該
		等を同一階			他住戸等に火災を自動で感知するための装置が
		等に有しな			設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を
		い住戸を除			発するための装置が設置されている
		< 。)		等級3	他住戸等において発生した火災について、当該
					他住戸等に火災を自動で感知するための装置が
					設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を
					発するための装置が設置されている
				等級 2	他住戸等において発生した火災について、評価
					対象住戸に手動で警報を発するための装置が設
					置されている
					上して、り

			等級 1	その他
			子//X I	
2 - 3	共同住宅等	次のイのaからeまでのうち、該当す	避難安全対策(他住	- │評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住
避難安全対策(他			戸等火災時・共用廊	戸等における火災発生時の避難を容易とするた
住戸等火災時・共			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	めに共用廊下に講じられた対策
用廊下)	及び他住戸	明示する。この場合において、ロのc		共用廊下の排煙の形式
, , , ,	等を同一階			避難に有効な共用廊下の平面形状
	等に有しな	路の隔壁の開口部)を等級(1、2又		避難経路の隔壁の開口部に係る火災による火炎
	い住戸を除	は3)により併せて明示する。	の隔壁の開口部)	を遮る時間の長さ
	< 。)	イ. 排煙形式	等級3	火炎を遮る時間が 60 分相当以上
		a. 開放型廊下	等級 2	火炎を遮る時間が 20 分相当以上
		b. 自然排煙	等級1	その他
		c. 機械排煙(一般)	•	
		d. 機械排煙 (加圧式)		
		e. その他		
		口. 平面形状		
		a. 通常の歩行経路による2以上の		
		方向への避難が可能		
		b. 直通階段との間に他住戸等がな		
		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
	til. I mlk.W. o	c. その他	n)/ . . /// p-1-\	Y W o Ib/C WITH D W L D D D D D D D D D D D D D D D D D
2-4	地上階数3		脱出対策(火災時)	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な
脱出対策(火災	-			脱出のための対策
時)	建ての住宅			
	又は共同住 宅等(避難			
	七寺 (姓無 階に存する	1 . 恒 . 随 . 回 . 回 . 回 . 回 . 回 . 回 . 回 . 回 . 回		
	住戸を除	/ -		
	(人。)	二. その他		
2 - 5	一戸建ての	等級(1、2又は3)による。	耐火等級(延焼のお	■ 延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災に
耐火等級(延焼の		TIN (I, 2 NIGO) ICS 30	それのある部分(開	よる火炎を遮る時間の長さ
おそれのある部			口部))	
分(開口部))	1.417 7.4		等級3	大炎を遮る時間が 60 分相当以上
>4 (N.4.1. EB/)			等級 2	火炎を遮る時間が 20 分相当以上
			等級 1	その他
2 - 6	一戸建ての	等級(1、2、3又は4)による。	耐火等級(延焼のお	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)
		1		
耐火等級(延焼の	住宅又は共		それのある部分(開	に係る火災による火熱を遮る時間の長さ

		1			
	分(開口部以外))			等級 4	火熱を遮る時間が 60 分相当以上
				等級3	火熱を遮る時間が 45 分相当以上
				等級 2	火熱を遮る時間が 20 分相当以上
				等級 1	その他
	2 - 7	共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	耐火等級(界壁及び	住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を
	耐火等級(界壁及			界床)	遮る時間の長さ
	び界床)			等級 4	火熱を遮る時間が 60 分相当以上
				等級 3	火熱を遮る時間が 45 分相当以上
				等級 2	火熱を遮る時間が 20 分相当以上
				等級 1	その他
3	3 - 1	一戸建ての	等級(1、2又は3)による。	劣化対策等級(構造	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改
劣化の	劣化対策等級(構	住宅又は共		躯体等)	修工事を必要とするまでの期間を伸長するため
軽減に	造躯体等)	同住宅等			必要な対策の程度
関する				等級3	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の
こと					下で3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な
					改修工事を必要とするまでの期間を伸長するた
					め必要な対策が講じられている
				等級 2	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の
					下で2世代(おおむね50~60年)まで、大規模な
					改修工事を必要とするまでの期間を伸長するた
					め必要な対策が講じられている
				等級 1	建築基準法に定める対策が講じられている
4	4 - 1	一戸建ての	等級(1、2又は3)による。	維持管理対策等級	専用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、
維持管	維持管理対策等	住宅又は共		(専用配管)	点検及び補修)を容易とするため必要な対策の
理への	級	同住宅等			程度
配慮に	(専用配管)			等級3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管
関する					理を容易にすることに特に配慮した措置が講じ
こと					られている
				等級 2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管
					理を行うための基本的な措置が講じられている
				等級1	その他
	4 - 2	共同住宅等	等級(1、2又は3)による。	維持管理対策等級	共用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、
	維持管理対策等			(共用配管)	点検及び補修)を容易とするため必要な対策の
	級				程度

	(<i>\$\$</i> \$ \$₹ \$₹ \$	注目 上外アバオタボベキス即日ぶ分三州に加
	(共用配管)			等級3	清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設
					けられている等、維持管理を容易にすることに
					特に配慮した措置が講じられている
				等級 2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管
					理を行うための基本的な措置が講じられている
				等級 1	その他
5	5 - 1	一戸建ての	等級(1、2、3又は4)による。こ	省エネルギー対策等	暖冷房に使用するエネルギーの削減のための断
温熱環	省エネルギー対	住宅又は共	の場合においては、住宅に係るエネル	級	熱化等による対策の程度
境に関	策等級	同住宅等	ギーの使用の合理化に関する建築主等		エネルギーの大きな削減のための対策(エネル
するこ	214 13 1124	1.412 2.4	及び特定建築物の所有者の判断の基準	1,100 1	ギーの使用の合理化に関する法律の規定による
ع کا			(平成 18 年経済産業省・国土交通省告		建築主の判断の基準に相当する程度) が講じら
			示第3号) 別表第1に掲げる地域区分		たまれる れている
			「NA 3 7) M&A 1 に掲げる地域区分 (I、II、III、IV、V又はVI)を併せ	 等級 3	エネルギーの一定程度の削減のための対策が講
			(1、11、11、11、12、12、12)を併せ て明示する。	・	
				FF /ST O	じられている
				等級 2	エネルギーの小さな削減のための対策が講じら
					れている
				等級 1	その他
6	6 - 1	一戸建ての	次のイからハまでのうち、該当するも	1	
空気環	ホルムアルデヒ	住宅又は共	のを明示する。この場合において、ロ	策(内装及び天井裏	井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発
境に関	ド対策(内装及び	同住宅等	を明示するときは、居室の内装の仕上	等)	散量を少なくする対策
するこ	天井裏等)		げ及び居室に係る天井裏等 (平成 15 年	ホルムアルデヒド発	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天
ک	·		国土交通省告示第 274 号第一第三号に	散等級	井裏等の下地材等に使用される特定建材からの
			適合しない場合(同号口に該当する場	100	ホルムアルデヒドの発散量の少なさ
			合を除く。)のものに限る。)の下地材	等級3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日
			等のそれぞれについて、ホルムアルデ	1,1/2	本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級
			ヒド発散等級(居室の内装の仕上げに		相当以上)
			あっては1、2又は3、居室に係る天	 等級 2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業)
			井裏等の下地材等にあっては2又は	守収 4	規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以
			3) を併せて明示する。		从俗文は日本長怀风俗の『以以以寺枫伯ヨ以 上)
			イ. 製材等(丸太及び単層フローリン	hete lett at	,
				等級1	その他
			グを含む。)を使用する		
			ロ. 特定建材を使用する		
			ハ. その他の建材を使用する		
				the tract that	
	6-2		次のイのa又はbのうち、該当する居	換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去す
	換気対策		室の換気対策を明示し、かつ、次のロ		るための必要な換気対策
1	1	同住宅等	のaからcまでのうち、便所、浴室及	日室の拗気対策	住宅の居室に必要な換気量が確保できる対策

	T		T	
		び台所のそれぞれについて、該当する	局所換気対策	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のため
		局所換気対策を明示する。この場合に		の対策
		おいて、イのbを明示するときは、具		
		体的な換気対策を併せて明示する。		
		イ. 居室の換気対策		
		a. 機械換気設備		
		b. その他		
		口. 局所換気対策		
		a. 機械換気設備		
		b. 換気のできる窓		
		c. なし		
6 – 3	一戸建ての	特定測定物質(測定の対象となるもの	会内空与中のル学物	 評価対象住戸の空気中の化学物質の濃度及び測
室内空気中の化				計価対象性戸の至気中の化子物質の優度及び側 定方法
	1 3		貝の仮及守	上 方 任
学物質の濃度等	同住宅等	らへまでに掲げるものを明示する。		
		イ、特定測定物質の名称		
		ロ. 特定測定物質の濃度 (単位を ppm、		
		ppb、mg/m³、μg/m³その他一般的		
		に使用されるものとし、平均の値(測		
		定値が一の場合にあっては、その値)		
		又は最高及び最低の値とする。)		
		ハ.特定測定物質の濃度を測定(空気		
		の採取及び分析を含む。) するために		
		必要とする器具の名称(空気の採取		
		及び分析を行う器具が異なる場合に		
		あっては、それぞれの名称)		
		ニ. 採取を行った年月日、採取を行っ		
		た時刻又は採取を開始した時刻及び		
		終了した時刻並びに内装仕上げ工事		
		(造付け家具の取付けその他これに		
		類する工事を含む。)の完了した年月		
		ホ. 採取条件(空気を採取した居室の		
		名称、採取中の室温又は平均の室温、		
		採取中の相対湿度又は平均の相対湿		
		度、採取中の天候及び日照の状況、		
		採取前及び採取中の換気及び冷暖房		
		の実施状況その他特定測定物質の濃		
		度に著しい影響を及ぼすものに限		
		及に有しい影音を及はりも切に限		

			る。)		
			へ. 特定測定物質の濃度を分析した者		
			の氏名又は名称(空気の採取及び分		
			析を行った者が異なる場合に限る。)		
7	7 - 1	一戸建ての	単純開口率(0%以上と記載する。)を明	単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の
光・視	単純開口率	住宅又は共	示する。		床面積に対する割合の大きさ
環境に	1 / 2017 / 1	同住宅等			White Strain Str
関する	7 - 2	一戸建ての	東面、南面、西面、北面及び真上の各方	方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の
こと	方位 別開口比	住宅又は共	位について、方位別開口比(0%以上と記)		各方位毎の比率の大きさ
		同住宅等	載し、当該方位の開口部の面積が0の場		
		的压心子	一般し、当該が位の開口前の面積がしの場合にあっては0%とする。) を明示する。		
0	0 1	4日44株		重量床衝撃音対策	日ウにダフ「工味」の田内の手具内谷艶文(手具の
8	8-1	共同住宅等	上階の住戸及び下階の住戸との間の界	里里木側拏百刈束	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量の
音環境	重量床衝擊音対		床のそれぞれについて、次のいずれか	7. B -1. // -101. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	あるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策
に関す	策		の方法により明示する。	重量床衝擊音対策等	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量の
ること			イ. 重量床衝撃音対策等級	級	あるものの落下や足音の衝撃音) を遮断するため必
			重量床衝撃音対策等級が最も低い居		要な対策の程度
			室の界床及び最も高い居室の界床につ	等級5	特に優れた重量床衝撃音の遮断性能 (特定の条件下
			いて、その等級(1、2、3、4又は		でおおむね日本工業規格のL _{i,r,H} -50 等級相当以上)
			5)を明示する。		を確保するため必要な対策が講じられている
			ロ. 相当スラブ厚(重量床衝撃音)	等級4	優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でお
			次に掲げる相当スラブ厚(重量床衝		おむね日本工業規格のLi,r,H -55 等級相当以上)を
			撃音)の数値が最も低い居室の界床及		確保するため必要な対策が講じられている
			び最も高い居室の界床について、その	等級3	基本的な重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下で
			相当スラブ厚(重量床衝撃音)を明示	•	おおむね日本工業規格のL _{i.r.H} -60 等級相当以上)
			する。		を確保するため必要な対策が講じられている
			a. 27cm 以上	等級2	やや低い重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下で
			b. 20cm 以上	11/1/2 2	おおむね日本工業規格のLirH -65 等級相当以上)
			c. 15cm 以上		を確保するため必要な対策が講じられている
			d. 11cm 以上	 等級 1	その他
			e. その他	相当スラブ厚(重量床	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音 (重量の
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
				衝撃音)	あるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度をコ
					ンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のそ
		H		Let El La Graditi La 1,166	の厚さ
	8-2	共同住宅等	上階の住戸及び下階の住戸との間の界	軽量床衝擊音対策	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量の
	軽量床衝擊音対策		床のそれぞれについて、次のいずれか		ものの落下の衝撃音)を遮断する対策
			の方法により明示する。	軽量床衝擊音対策等	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音 (軽量の
			イ. 軽量床衝撃音対策等級	級	ものの落下の衝撃音) を遮断するため必要な対策の
			軽量床衝撃音対策等級が最も低い居		程度

	1	T	T	
		室の界床及び最も高い居室の界床につ	等級 5	特に優れた軽量床衝撃音の遮断性能 (特定の条件下
		いて、その等級(1、2、3、4又は		でおおむね日本工業規格のL _{i,r,L} -45 等級相当以上)
		5)を明示する。		を確保するため必要な対策が講じられている
		ロ.軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上	等級4	優れた軽量床衝撃音の遮断性能 (特定の条件下でお
		げ構造)		おむね日本工業規格のL _{i,r,L} -50 等級相当以上)を確
		次に掲げる軽量床衝撃音レベル低減量		保するため必要な対策が講じられている
		(床仕上げ構造)の数値が最も低い居室	等級3	基本的な軽量床衝撃音の遮断性能 (特定の条件下で
		の界床及び最も高い居室の界床につい		おおむね日本工業規格のL _{i,r,L} -55 等級相当以上)を
		て、その軽量床衝撃音レベル低減量(床		確保するため必要な対策が講じられている
		仕上げ構造)を明示する。	等級2	やや低い軽量床衝撃音の遮断性能 (特定の条件下で
		a. 30 d B以上		おおむね日本工業規格のL _{i,r,L} -60 等級相当以上)を
		b. 25 d B以上		確保するため必要な対策が講じられている
		c. 20 d B以上	等級1	その他
		d. 15 d B以上	軽量床衝撃音レベル	居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する
		e. その他	低減量(床仕上げ構造)	軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)の低減
				の程度
8 - 3	共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	透過損失等級(界壁)	居室の界壁の構造による空気伝搬音の遮断の程度
透過損失等級(界			等級4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能 (特定の条件下で
壁)				日本工業規格のR _r -55 等級相当以上)が確保され
				ている程度
			等級3	優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本
				工業規格のR,-50 等級相当以上)が確保されてい
				る程度
			等級2	基本的な空気伝搬音の遮断性能 (特定の条件下で日
				本工業規格のR _r -45 等級相当以上)が確保されて
			titi too	いる程度
			等級1	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確
				保されている程度
0 4	ロオイの	古工 古工 五工工 1011 工 10 月 十 片 1 - 1	关证担止然如 / 知 应用	日ウの対応に加けられた明日から十七回に出し
8-4 禾温提出签领(A	一戸建ての	東面、南面、西面及び北面の各方位につ		居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用す
透過損失等級(外壁開口部)	住宅又は共 同住宅等	いて、等級(1、2又は3)による。	口部) 等級 3	るサッシによる空気伝搬音の遮断の程度 特に偏れた空気に拠立の連続性能(ロオエギ用格の
空 日刊			一 守税 3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の
			等級 2	R _{m(1/3)} ・25 相当以上)が確保されている程度
			守 校 乙	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格のRm
				(1/3)-20 相当以上) が確保されている程度

						等級1	その他
	0 1	一戸建ての	<i>\</i> \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	0 0	4 又は5)による。	高齢者等配慮対策等	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な
9 高齢者	9-1 高齢者等配慮対策	-	寺秋(1、	4, 5,	4又はりによる。		
		住宅又は共				級(専用部分)	対策の程度
等への	等級(専用部分)	同住宅等				等級 5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が表現した措置が表現した。
配慮に							置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的
関する							な生活行為を行うことを容易にすることに特に配
こと						hala sart	慮した措置が講じられている
						等級4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が
							講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生
							活行為を行うことを容易にすることに配慮した措
							置が講じられている
						等級3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が
							講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生
							活行為を行うための基本的な措置が講じられてい
							S
						等級2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が
							講じられている
						等級1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全
							性を確保する措置が講じられている
	9-2	共同住宅等	等級(1、	2, 3,	4又は5)による。	高齢者等配慮対策等	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関まで
	高齢者等配慮対策					級(共用部分)	の間における高齢者等への配慮のために必要な対
	等級(共用部分)						策の程度
						等級5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措
							置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者
							が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮
							した措置が講じられている
						等級4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置
							が講じられており、自走式車いす使用者と介助
							者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮
							した措置が講じられている
						等級3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が
							講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住
							戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じ
							られている
						等級2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が
							講じられている
						等級1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措
							置が講じられている

1 0	10-1	一戸建ての	住戸の陛る	ごとに、次の表の上	・欄に掲げる住	開口部の侵入防止対	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を
	開口部の侵入防止			長の中欄に掲げる			防止するための対策
関する		同住宅等		れぞれ外部からの		714	124 / W12 / 274/K
こと	7.4214	1, 1, 1, 2, 1,		対策として同表の			
				亥当するものを明			
				はシャッターによ			
				っている開口部が			
				旨を明示する。			
			イ. 一	a. 住戸の出	(i)すべて		
			戸建	入口	の開口		
			ての	b. 地面から	部 が 侵		
			住宅	開口部の下	入防止		
				端までの高	対策上		
				さが 2 m以 エ フル	有効な		
				下、又は、 バルコニー	措置の		
				等から開口	講じられた開		
				部の下端ま	口部で		
				での高さが	ある		
				2 m以下で	(ii)その他		
				あって、か	(iii)該当す		
				つ、バルコ	る開口		
				ニー等から	部なし		
				当該開口部			
				までの水平			
				距離が 0.9			
				m以下であ るもの(a			
				に該当する			
				ものを除			
				<.)			
				c. a及びb			
				に掲げるも			
				の以外のも			
				0			
			口. 共	a. 住戸の出	(i)すべて		
			同住	入口	の開口		
			宅等	b. 地面から 関ロ 郊の下	部が侵		
			物 出	開口部の下 端までの高	入 防 止 対 策 上		
			物 出 入 口	端までの高 さが 2 m以	対 泉 上 有 効 な		

では下段が等部で2あつ下段が等別のよいでは下段が等部で2あつ下段が等別の離以も該のでは下段が等部で2あつ下段が等別の離以も該のでもの当時は一口まがでか廊階は一該で離以も該のでものがあるとも。及ば外のでではでかのではでものでである。とは、一方でのがあるにも、ののがあるにも、ののがあるにも、ののがあるともののがあるともののがあるともののがあるともののがあるともののがあるともののがあるともののがあるともののがあるともののがあるともののがあるともののがあるとものののは、これが下の当をもして、これが下のようには、これが下の当をもして、これが下の当をもして、これが下の当をもして、これが下の当をもして、これが下の当をもして、これが下の当をして、これが下の当をもして、これが下のようには、これが下の当をもして、これが下の当をもして、これが下の当をもして、これが下の当をもして、これが下の当をもして、これが下の当をもして、これが下の当をもして、これが下の当をもして、これが下の当をもして、これが下のようにはいるいはないがでは、これが下のようにはないがでは、これがではないれがではないる。これがではないがではないれがではないがではないがではないがではないれがではないがではないがではないがではないがではないがではないがではないがではない		
大(i) すずに(i) すずに(i) すずに(i) すずに(i) すずに(i) の部入対有措(i) すずに(i) の部入対有措(i) が防策効置じた(i) のののののののののののののののののののののののののののののののののののの		

開口部まで		
の水平距離		
が 0.9m以		
下であるも		
の (a に該		
当するもの		
コリるもの		
を除く。)		
(i) 共用		
廊下又は		
共用階段		
(ii) バル		
コニー等		
((i)に		
該当する		
ものを除		
<.)		
c. a及びb		
に掲げるも		
の以外のも		
Ø		

別表2-1 (既存住宅に係る表示すべき事項等)

h			1			
		特定現況検査により	一戸建ての		特定現況検査によ	評価対象建築物に認められる腐朽等及び蟻害
		認められる劣化等の	住宅又は共	の現況及び次の口のa又はbのうち該当	り認められる劣化	の有無
		状況(腐朽等・蟻害)	同住宅等	する蟻害の現況並びにこれらの検査を補	等の状況(腐朽等・	
			(木造の部	助した者の氏名又は名称を明示する。こ	蟻害)	
			分を有する	の場合において、イのb又はロのbを明		
			住宅に限	示するときは、腐朽等又は蟻害の内容及		
			る。)	びこれが認められる部位を併せて明示す		
			907	る。		
				イの腐朽等の現況		
				a 腐朽、菌糸及び子実体が認められ		
				ない		
				b 腐朽、菌糸又は子実体が認められ		
				5 MATA MATA 1 天作が		
				ロ 蟻害の現況		
				a しろありの蟻道及び被害(複数の		
				しろありが認められることを含む。)		
				が認められない		
				b しろありの蟻道又は被害(複数の		
				しろありが認められることを含む。)		
				が認められる		
/III	1	1-1	一戸建ての	等級 (0、1、2又は3) による。こ	耐震等級(構造躯体	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにく
別		1 - 1 耐震等級(構造躯体の	住宅又は共		耐震等級 (構造躯体	地震に対する構造躯体の倒壊、朋場寺のしにく
					,	_
性	-	倒壊等防止)	同住宅等	その理由を併せて明示する。	等級3	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事
能						象等が認められず、かつ、極めて稀に(数百年
に	こと					に一度程度)発生する地震による力(建築基準
関						法施行令第 88 条第 3 項に定めるもの) の 1.5
すっ					tota toma	倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
る					等級2	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事
						象等が認められず、かつ、極めて稀に(数百年
と						に一度程度)発生する地震による力(建築基準
						法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25
						倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
					等級1	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事
						象等が認められず、かつ、極めて稀に(数百年
						に一度程度)発生する地震による力(建築基準
						法施行令第 88 条第3項に定めるもの)に対し
						て倒壊、崩壊等しない程度
	i .		I		等級 0	その他

1-2	一戸建ての	等級(0、1、2又は3)による。こ	耐震等級(構造躯体	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工
耐震等級(構造躯体の	住宅又は共	の場合において、等級0によるときは、	の損傷防止)	事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
損傷防止)	同住宅等	その理由を併せて明示する。	等級3	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事
, ,,,,,,	(評価住宅		4 100	象等が認められず、かつ、稀に(数十年に一度
	(新築時に			程度)発生する地震による力(建築基準法施行
	建設住宅性			令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に
	能評価書が			対して損傷を生じない程度
	交付された		等級 2	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事
	ものに限			象等が認められず、かつ、稀に(数十年に一度
	る。以下同			程度)発生する地震による力(建築基準法施行
	じ。) に限			令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力
	る。)			に対して損傷を生じない程度
			等級1	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事
				象等が認められず、かつ、稀に(数十年に一度
				程度)発生する地震による力(建築基準法施行
				令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷
				を生じない程度
			等級0	その他
1-3	一戸建ての		耐風等級(構造躯体	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにく
耐風等級(構造躯体の	住宅又は共	合において、等級0によるときは、そ	の倒壊等防止及び	さ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要
倒壊等防止及び損傷	同住宅等	の理由を併せて明示する。	損傷防止)	する程度の著しい損傷)の生じにくさ
防止)	(評価住宅		等級2	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事
	に限る。)			象等が認められず、かつ、極めて稀に(500年
				に一度程度)発生する暴風による力(建築基準
				法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2
				倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年
				に一度程度)発生する暴風による力(同条に定
				めるもの)の 1.2 倍の力に対して損傷を生じな
			hele latt	い程度
			等級1	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事
				象等が認められず、かつ、極めて稀に(500年
				に一度程度)発生する暴風による力(建築基準
				法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して知恵、岸境ないが、発にて「70年に、昨年度)
				て倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)
				発生する暴風による力(同条に定めるもの)に 対して提復な失じない程度
			kk vii o	対して損傷を生じない程度
			等級 0	その他

 _				,	
	1-4	多雪区域に		耐積雪等級(構造躯	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等の
	耐積雪等級(構造躯体	存する一戸	合において、等級0によるときは、そ	体の倒壊等防止及	しにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工
	の倒壊等防止及び損	建ての住宅	の理由を併せて明示する。	び損傷防止)	事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
	傷防止)	又は共同住		等級2	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事
		宅等(評価			象等が認められず、かつ、極めて稀に(500年
		住宅に限			に一度程度)発生する積雪による力(建築基準
		る。)			法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2
					倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年
					に一度程度)発生する積雪による力(同条に定
					めるもの)の 1.2 倍の力に対して損傷を生じな
					い程度
				等級 1	構造耐力に大きく影響すると見込まれる劣化事
					象等が認められず、かつ、極めて稀に(500年
					に一度程度)発生する積雪による力(建築基準
					法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対し
					て倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)
					発生する積雪による力(同条に定めるもの)に
					対して損傷を生じない程度
				等級 0	その他
	1 - 5	一戸建ての	地盤の許容応力度(単位を kN/m²と	地盤又は杭の許容	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に
	地盤又は杭の許容支	住宅又は共	し、整数未満の端数を切り捨てる。地	支持力等及びその	対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んで
	持力等及びその設定	同住宅等	盤改良を行った場合、又は行う場合は、	設定方法	いる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法
	方法		改良後の数値を記入する。) 又は杭の許		
			容支持力(単位を kN/本とし、整数		
			未満の端数を切り捨てる。) 及び地盤調		
			査の方法その他それらの設定の根拠と		
			なった方法(地盤改良を行った場合、		
			又は行う場合は、その方法を含む。)を		
			明示する。		
	1 - 6	一戸建ての	直接基礎にあっては基礎の構造方法及	基礎の構造方法及	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭
	基礎の構造方法及び	住宅又は共	び形式を、杭基礎にあっては杭種、杭	び形式等	径及び杭長
	形式等	同住宅等			
		(評価住宅			
		に限る。)	し、整数未満の端数を切り捨てる。)		
			を明示する。		

		T	T		1		
2	2 - 1	一戸建ての	等級(1、2、	3又は4)	による。	感知警報装置設置	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚
火災		住宅又は共				等級(自住戸火災時)	知のしやすさ
の多	1	同住宅等				等級 4	評価対象住戸において発生した火災のうち、す
に厚							べての台所及び居室で発生した火災を早期に感
るこ							知し、住戸全域にわたり警報を発するための装
							置が設置されている
						等級3	評価対象住戸において発生した火災のうち、す
							べての台所及び居室で発生した火災を早期に感
							知し、当該室付近に警報を発するための装置が
							設置されている
						等級2	評価対象住戸において発生した火災のうち、
							すべての台所及び寝室等で発生した火災を
							感知し、当該室付近に警報を発するための装
							置が設置されている
						等級1	評価対象住戸において発生した火災のうち、
							すべての寝室等で発生した火災を感知し、当
							該室付近に警報を発するための装置が設置
							されている
	2 - 2	共同住宅等	等級(1、2、	3又は4)	による。	感知警報装置設置	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住
	感知警報装置設置等	(避難階に				等級(他住戸等火災	戸等において発生した火災の早期の覚知のしや
	級(他住戸等火災時)	存する住戸				時)	すさ
		及び他住戸				等級4	他住戸等において発生した火災について、当該
		等を同一階					他住戸等に火災を自動で感知するための装置が
		等に有しな					設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を
		い住戸を除					発するための装置が設置されている
		< 。)				等級3	他住戸等において発生した火災について、当該
							他住戸等に火災を自動で感知するための装置が
							設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を
							発するための装置が設置されている
						等級2	他住戸等において発生した火災について、評価
							対象住戸に手動で警報を発するための装置が設
							置されている

				<i>F</i> /₹√∏. 1	7.014
				等級 1	その他
	2-3 避難安全対策(他住戸 等火災時・共用廊下)	共(存及等等いき級路開あ評限同避すびをに住、(の口っ価る住難る他同有戸耐避隔部で住)(等に戸戸階な除等経のに、に	一の排煙形式及び次の口のaからcまでのうち、該当する一の平面形状を明示する。この場合において、評価住宅について口のcを明示するときは、耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)を等級(1、2又は3)により併せて明示する。イ.排煙形式a.開放型廊下b.自然排煙 (一般) d.機械排煙(加圧式)	避難安全対策(他住 戸等火災時・共用廊 下) 排煙形式 平面形状 耐火等級(避難経路 の隔壁の開口部) 等級3 等級2 等級1	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住 戸等における火災発生時の避難を容易とするために共用廊下に講じられた対策 共用廊下の排煙の形式 避難に有効な共用廊下の平面形状 避難経路の隔壁の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 火炎を遮る時間が60分相当以上 火炎を遮る時間が20分相当以上 その他
	2-4 脱出対策(火災時)	地3一のは宅階る除と以戸住共等に住く。数のて又住難すを	次のイからニまでのうち、該当する脱 出対策を明示する。この場合において、 ハ又はニを明示するときは、具体的な 脱出手段を併せて明示する。 イ. 直通階段に直接通ずるバルコニー ロ. 隣戸に通ずるバルコニー	脱出対策(火災時)	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な 脱出のための対策
	2-5 耐火等級(延焼のおそ れのある部分(開口	一戸建ての 住宅又は共 同 住 宅 等	等級(1、2又は3)による。	耐火等級(延焼のお それのある部分(開 口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災に よる火炎を遮る時間の長さ

	部))	(評価住宅		等級3	火炎を遮る時間が60分相当以上
		に限る。)		等級2	火炎を遮る時間が 20 分相当以上
				等級 1	その他
	2-6 耐火等級(延焼のおそ	一戸建ての 住宅又は共	等級(1、2、3又は4)による。	それのある部分(開	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外 に係る火災による火熱を遮る時間の長さ
	れのある部分(開口部	同住宅等		口部以外))	
	以外))	(評価住宅		等級4	火熱を遮る時間が 60 分相当以上
		に限る。)		等級3	火熱を遮る時間が 45 分相当以上
				等級 2	火熱を遮る時間が 20 分相当以上
				等級 1	その他
	2 - 7	共同住宅等	等級(1、2、3又は4)による。	耐火等級(界壁及び	住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を
	耐火等級(界壁及び界	(評価住宅		界床)	遮る時間の長さ
	床)	に限る。)		等級4	火熱を遮る時間が 60 分相当以上
				等級3	火熱を遮る時間が 45 分相当以上
				等級2	火熱を遮る時間が 20 分相当以上
				等級1	その他
4 維持管 理への	4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	一戸建ての 住宅又は共 同 住 宅 等	等級(1、2又は3)による。	維持管理対策等級(専用配管)	専用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、 点検及び補修)を容易とするため必要な対策の 程度
配慮に 関する こと		(評価住宅 に限る。)		等級3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講りられている
_ 4				等級 2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
				等級1	その他
	4-2 維持管理対策等級 (共用配管)	共同住宅等 (評価住宅 に限る。)	等級(1、2又は3)による。	維持管理対策等級(共用配管)	共用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、 点検及び補修)を容易とするため必要な対策の 程度
				等級3	清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に記 けられている等、維持管理を容易にすることに 特に配慮した措置が講じられている
				等級 2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持で理を行うための基本的な措置が講じられている。

				等級1	その他
6 空気環 境に関 するこ と	6-2 換気対策(局所換気対 策)	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等	て、次のイからハまでのうち、該当する局所換気対策を明示する。 イ. 機械換気設備 ロ. 換気のできる窓 ハ. なし	換気対策(局所換気 対策)	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のため の設備
	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	一住に同一年には、日本の共の共の共の共の共の共の共の共の共の共の共の共の共の共の共の共の共の共の共			評価対象住戸の空気中の化学物質の濃度及び測定方法

_	1					
	7 光・視	7-1 単純開口率	一戸建ての 住宅又は共	単純開口率(○%と記載する。)を明示する。	単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積 の床面積に対する割合の大きさ
	環境に		同住宅等			
	関すること	7-2 方位別開口比	一戸建ての 住宅又は共 同住宅等	東面、南面、西面、北面及び真上の各方位について、方位別開口比(0%と記載する。)を明示する。	方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積 の各方位毎の比率の大きさ
	9 高齢者	9-1 高齢者等配慮対策等	一戸建ての 住宅又は共	等級(0、1、2 ⁻ 、2、3、4又は5)に よる。	高齢者等配慮対策 等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のために必要 な対策の程度
	等への配慮に	級(専用部分)	同住宅等		等級 5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した 措置が講じられており、介助用車いす使用者が
	関すること					基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
					等級4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本
						的な生活行為を行うことを容易にすることに配
					等級3	慮した措置が講じられている 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置
					等版 3	が講じられており、介助用車いす使用者が基本
						的な生活行為を行うための基本的な措置が講じ られている
					等級2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置
					等級 2 -	が講じられている 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置
					等級 乙	同師有寺が安主に移動するための基本的な相直の一部が講じられている
					等級1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する 措置が講じられている
					等級 0	その他

 -					
	9 - 2	共同住宅	等級(0、1、2-、2、3、4又は5)に 高齢者等配慮対策	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関ま
	高齢者等配慮対策	等	よる。	等級(共用部分)	での間における高齢者等への配慮のために必要
	等級 (共用部分)				な対策の程度
				等級 5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した
				4.124 -	措置が講じられており、自走式車いす使用者と
					介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに
					特に配慮した措置が講じられている
				等級 4	高齢者等が安全に移動することに配慮した
				子//父 4	措置が講じられており、自走式車いす使用者
					10世紀時に初り、日足八年(19世代年) 10世代年(19世代年) 20世代年(19世代年) 10世代年(19世代年) 10世代年) 10世代年(19世代年) 10世代年) 10世代年(19世代年) 10世代年) 10世代年(19世代年) 10世代年) 10世代) 10世代)
				****\#I 0	ことに配慮した措置が講じられている
				等級3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置
					が講じられており、自走式車いす使用者と介助
					者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措
				11.1-	置が講じられている
				等級2	高齢者等が安全に移動するための基本的な
					措置が講じられている
				等級 2 -	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置
					の一部が講じられている
				等級1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する
					措置が講じられている
				等級0	その他
1 0	10-1	一戸建ての	住戸の階ごとに、次の表の上欄に排	け 開口部の侵入防止	通常想定される侵入行為による外部からの侵入
防犯に	開口部の侵入防止対	住宅又は共	る住戸及び同表の中欄に掲げる開口	部 対策	を防止するための対策
関する	策	同住宅等	の区分に応じ、それぞれ外部からの	侵	
こと			入を防止するための対策として同ま	きの	
			下欄に掲げるものから該当するもの	を	
			明示するとともに、雨戸又はシャッ	・タ	
			ーによってのみ対策が講じられてい	る	
			開口部が含まれる場合は、その旨を	·明	
			示する。		
			イ a. 住戸の出 (i) す	~	
			戸建 入口 ての	I I	
			ての b. 地面から 口部		
			住宅 開口部の下 侵入	I I	
			端までの高 止対	1 1	
			さが2m以 上有	1 1	
			下、又は、な措	· 1 1	
ļ			1 / 2/15/ '\$ 10	-	

		1	1		
		バルコニー	の講じ		
		等から開口	られた		
		部の下端ま	開口部		
		での高さが	である		
		2 m以下で	(ii) その		
		あって、か	他		
		つ、バルコ	(iii) 該 当		
		ニー等から			
			する開		
		当該開口部	口部な		
		までの水平	L		
		距離が 0.9			
		m以下であ			
		るもの (a			
		に該当する			
		ものを除			
		⟨ 。)			
		c. a及びb			
		に掲げるも			
		の以外のも			
		0) (2) (1) (1)			
) — — — — — — — — — — — — — — — — — — —		(·) .b »		
	口. 共	a. 住戸の出	(i) すべ		
	同住	入口	ての開		
	宅 等	b. 地面から	口部が		
	(建	開口部の下	侵入防		
	物出	端までの高	止対策		
	入口	さが2m以	上有効		
	の存	下、又は、	な措置		
	する	共用廊下、	の講じ		
	階の	共用階段若	られた		
	住戸)	しくはバル	開口部		
	,	コニー等か	である		
		ら開口部の	(ii) その		
		下端までの	他		
		高さが 2 m	(iii)該当		
		以下であっ	する開		
		て、かつ、	口部な		
		共用廊下、	L		
		共用階段若			

		しくはバル			
		コニー等か			
		ら当該開口			
		部までの水			
		平距離が			
		0.9 m 以下			
		であるもの			
		(aに該当			
		するものを			
		除く。)			
		c. a及びb			
		に掲げるも			
		の以外のも			
		0			
	ハ. 共	a. 住戸の出	(i) すべ		
	同住	入口	ての開		
	宅等	b. 地面から	口部が		
	(建	開口部の下	侵入防		
	物出	端までの高	止対策		
	入口	が2m以	上有効		
	の存	下、又は、	な措置の講じ		
	する	次の(i)若	の講じ		
	階以	しくは(ii)	られた		
	外の	から開口部	開口部		
	階の	の下端まで	である		
	住	の高さが2	(ii) その		
	戸)	m以下であ	他		
		って、かつ、	(ⅲ) 該 当		
		(i) 若し	する開		
		くは(ii)か	口部な		
		ら開口部ま	L L		
		での水平距	_		
		離が 0.9 m			
		以下である			
		もの (aに			
		該当するも			
		のを除く。)			
		(i) 共用			

	J	節下又は	
		共用階段	
	l (ii		
		コニー等	
		((i) Z	
		亥当する	
		ちのを除	
		⟨。)	
		a 及び b	
		曷げるも	
	のJ	以外のも	
	0		

別表2-2 (部位等ごとの劣化事象等)

(\(\bar{v}\)		(3)
部位等		劣化事象等
(1) 基礎のうち屋外に面す	(a) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	幅が 0.5mm 以上のものその他の著しいひび割れ又は深さが 20mm 以上
る部分(壁又は柱と異な		のものその他の著しい欠損
る仕上げとなっている	(b) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は仕上げ部分の著しい剥がれ
場合に限る。)	(c) その他の仕上げの場合	(a)又は(b)の場合における劣化事象等に準じるもの
(2) 壁、柱、基礎(屋外に	(a) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	幅が 0.5mm 以上のものその他の著しいひび割れ、深さが 20mm 以上の
面する部分が壁又は柱		ものその他の著しい欠損、シーリング材の破断若しくは接着破壊(片側
と同一の仕上げとなっ		が屋内である部分に限る。以下同じ。)、手すり(転落防止のためのもの
ている場合に限る。)及		に限る。以下同じ。)の著しいぐらつき又は手すり若しくはこれを支持す
び梁のうち屋外に面す		る部分の著しい腐食等(当該部分が金属である場合にあっては腐食、木
る部分		材である場合にあっては腐朽等、コンクリートその他これに類するもの
		である場合にあってはひび割れをいう。以下同じ。)
	(b) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、仕上げ部分の著しい浮き若しくは剥がれ、
		シーリング材の破断若しくは接着破壊、手すりの著しいぐらつき又は手
		すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等
	(c) サイディングボードその他の板状の仕上げ材に	仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ、仕上げ材(金属であるも
	よる仕上げの場合	のに限る。) の著しい腐食、シーリング材の破断若しくは接着破壊、手す
		りの著しいぐらつき又は手すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐
		食等
	(d) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、仕上げ材の著しい浮き若しくは剥がれ、
		シーリング材の破断若しくは接着破壊、手すりの著しいぐらつき又は手
		すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等
	(e) その他の仕上げの場合	(a)から(d)までの場合における劣化事象等に準じるもの
(3) 屋根	(a) 粘土瓦、厚形スレート又は住宅屋根用化粧スレ	仕上げ材の著しい割れ、欠損、ずれ又は剥がれ
	ートによる仕上げの場合	
	(b) 金属系の屋根ふき材(基材が鋼板であるものに	仕上げ材の著しい腐食
	限る。)による仕上げの場合	
	(c) アスファルト防水 (保護層を有するものに限	保護層(コンクリートであるものに限る。)の著しいせり上がり
	る。)による場合	
	(d)アスファルト防水 (保護層を有するものを除	
	く。)又は改質アスファルト防水による場合	質アスファルト防水による場合に限る。)
	(e) シート防水による場合	防水層の破断又はシートの接合部の剥離
	(f) 塗膜防水による場合	防水層の破断
	(g) その他の防水方法の場合	(a)から(f)までの場合における劣化事象等に準じるもの

(4) 辟 牡及び沙のらた民	(a) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は壁若しくは柱における
内に面する部分(専用部		看しいのの骨が、看しい人頂、欄が寺の跡又は壁石しくは性における 6/1,000 以上の傾斜(鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の部分
分) 分別 (サカカ (サカロ)		6/1,000 以上の関係(数加コンテラート過での他これの巨類 9 3 構造の部分 を除く。以下同じ。)
	(b) 石こうボードその他の板状の仕上げ材による	福水等の跡、仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ、仕上げ材(金
	仕上げの場合	属であるものに限る。) の著しい腐食又は壁若しくは柱における 6/1,000
		以上の傾斜
	(c) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は壁若しくは柱における
	のクイルによる圧上のの物口	6/1,000以上の傾斜
	(d) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は壁若しくは柱における
	げの場合	6/1,000 以上の傾斜
	(e) その他の仕上げの場合	(a)から(d)までの場合における劣化事象等に準じるもの
(5) 壁、柱及び梁のうち屋	(a) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	幅が 0.5mm 以上のものその他の著しいひび割れ、深さが 20mm 以上の
内に面する部分(共用部		ものその他の著しい欠損又は漏水等の跡
分)	(b) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は仕上げ部分の著しい浮き
		若しくは剥がれ
	(c) サイディングボードその他の板状の仕上げ材に	漏水等の跡、仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ又は仕上げ材
	よる仕上げの場合	(金属であるものに限る。) の著しい腐食
	(d) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は仕上げ材の著しい浮き若
		しくは剥がれ
	(e) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上げ の場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は漏水等の跡
	(f) その他の仕上げの場合	(a)から(e)までの場合における劣化事象等に準じるもの
(6) 屋内の床(専用部分)	(a) フローリングその他の板状の仕上げ材による	著しい沈み、6/1,000以上の傾斜(居室に存するものに限る。以下同じ。)
	仕上げの場合	又は仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ
	(b) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、著しい沈み、6/1,000以上の傾斜又は仕上
		げ材の著しい剥がれ
	(c) その他の仕上げの場合	(a)又は(b)の場合における劣化事象等に準じるもの
(7) 床 (共用部分)	(a) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	幅が 0.5mm 以上のものその他の著しいひび割れ又は深さが 20mm 以上
		のものその他著しい欠損
	(b) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は仕上げ部分の著しい剥がれ
	(c) タイルによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は仕上げ材の著しい剥がれ
	(d) 板状の仕上げ材による仕上げの場合	仕上げ材の著しい割れ、欠損又は剥がれ
	(e) その他の仕上げの場合	(a)から(d)までの場合における劣化事象等に準じるもの
(8) 天井(専用部分)	(a) 石こうボードその他の板状の仕上げ材による	漏水等の跡、仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ又は仕上げ材
	仕上げの場合	(金属であるものに限る。)の著しい腐食
	(b) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上	
	げの場合	
	(c) その他の仕上げの場合	(a)又は(b)の場合における劣化事象等に準じるもの

(9) 天井(共用部分)及び	(a) コンクリート直仕上げによる仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損又は漏水等の跡			
軒裏					
	(b) モルタル仕上げその他の塗り仕上げの場合	著しいひび割れ、著しい欠損、漏水等の跡又は仕上げ部分の著しい浮き			
		若しくは剥がれ			
	(c) サイディングボードその他の板状の仕上げ材に	漏水等の跡、仕上げ材の著しい割れ、欠損若しくは剥がれ又は仕上げ材			
	よる仕上げの場合	(金属であるものに限る。) の著しい腐食			
	(d) 壁紙その他のシート状の仕上げ材による仕上	著しいひび割れ、著しい欠損又は漏水等の跡			
	げの場合				
	(e) その他の仕上げの場合	(a)から(d)までの場合における劣化事象等に準じるもの			
(10) 階段(専用部分)	構造体の著しい欠損若しくは腐食等、踏面の著しい沈み、欠損若しくは腐食等、手すりの著しいぐらつき又は手すり若しくは				
	これを支持する部分の著しい腐食等				
(11) 階段(共用部分)	構造体の著しい欠損若しくは腐食等、踏面の著しい	沈み、欠損若しくは腐食等、手すりの著しいぐらつき又は手すり若しくは			
	これを支持する部分の著しい腐食等				
(12) バルコニー	床の著しい沈み、欠損、腐食等若しくは防水層の破断(直下が屋内である場合に限る。)、支持部分の欠損若しくは腐食等(直				
	下が屋内でない場合に限る。)、手すりの著しいぐら	つき又は手すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等			
(13) 屋外に面する開口部	建具の周囲の隙間、建具の著しい開閉不良、手すり	の著しいぐらつき又は手すり若しくはこれを支持する部分の著しい腐食等			
(雨戸、網戸及び天窓を					
除く。)					
(14) 雨樋	破損				
(15) 土台及び床組	土台若しくは床組 (木造のものに限る。) の接合部の著しい割れ又は床組 (鉄骨造のものに限る。) の著しい腐食				
(16) 小屋組	雨漏り等の跡、小屋組(木造のものに限る。)の接合部の著しい割れ又は小屋組(鉄骨造のものに限る。)の著しい腐食				
(17) 給水設備(専用部分)	漏水、赤水又は給水流量の不足				
(18) 給水設備(共用部分)					
	部分の著しい損傷若しくは腐食				
(19) 排水設備(専用部分)	漏水、排水の滞留、浄化槽(地上に存する部分に限る。)の著しい損傷若しくは腐食(一戸建ての住宅に限る。)又は浄化槽の				
	ばっ気装置(地上に存する部分に限る。)の著しい代	宇動不良 (一戸建ての住宅に限る。)			
(20) 排水設備(共用部分)	漏水、排水管の著しい腐食、浄化槽(地上に存する部分に限る。)の著しい損傷若しくは腐食又は浄化槽のばっ気装置(地上に				
	存する部分に限る。)の著しい作動不良				
(21) 給湯設備(専用部分)	漏水又は赤水				
(22) 給湯設備(共用部分)	漏水、給湯管の著しい腐食、給湯管の保温材の脱落又は熱源装置の著しい損傷若しくは腐食				
(23) 機械換気設備(専用部	作動不良又は当該換気設備に係るダクトの脱落				
分)					
(24) 換気設備(共用部分)	換気ファンの作動不良又は排気ガラリの閉鎖若しく	は著しい腐食			
(24) 換気設備 (共用部分) (25) (1)から(24)までに掲	***************************************	は著しい腐食 ものに限る。)、蟻害 (木造の構造部分を有する住宅に認められるものに限			

附則

- 1 この告示は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表1中2火災時の安全に関することの改正規定及び別表2-1中2火災時の安全に関する ことの改正規定は、平成十八年六月一日から施行する。
- 2 この告示の施行後に設計住宅性能評価書が交付される設計住宅性能評価については、この告示の規定によるものとする。
- 3 この告示の施行前に設計住宅性能評価書が交付される設計住宅性能評価に係る住宅の変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。